# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
4	報酬等に係る法定調書の提出事務	基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府教育委員会は、所得税法及び地方税法に基づく報酬等に係る法定調書の提出事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

大阪府教育委員会

#### 公表日

令和7年10月30日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務		
①事務の名称	報酬等に係る法定調書の提出事務		
②事務の概要	所得税法及び地方税法に基づき、委嘱した委員や講師等に支払った報酬等に係る法定調書(源泉徴収票、支払調書等)を作成し、税務署及び市町村へ提出する事務		
③システムの名称	使用せず		
2. 特定個人情報ファイル	名		
源泉徴収票等作成・提出用ファ	ァイル、個人番号管理ファイル		
3. 個人番号の利用			
法令上の根拠	番号法第9条第4項		
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢>		
②法令上の根拠			
5. 評価実施機関における	· 担当部署		
①部署	教育庁教育総務企画課		
②所属長の役職名	教育総務企画課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求		
=+ +> <i>t</i> +	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066		
請求先	教育庁教育総務企画課 総務・人事グループ 〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 06-6941-0351(内線3403)		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	教育庁教育総務企画課 総務・人事グループ 〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 06-6941-0351(内線3403)		
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した		
適用した理由			

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和7年2月19日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		(選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和7年2月19日 時点			
3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類				
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	れ重点項目評価	3) 基礎項目評	価書及び重点項目評価書 価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた	:入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入。 2) 十分である 3) 課題が残さ	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入。 2) 十分である 3) 課題が残さ	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	通じた提供を除く。)	[ 0 ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ O ]接続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ	

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[ ]人	手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順書「法定調書作成のための個人番号取得等の手順」を作成し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際は、事前に、パスワードによる保護を行い、メールを使用せずアクセス制限を行ったフォルダにて受け渡しを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	·啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	<b>替えられる対策</b>	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策			
	7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「情報セキュリティに関する基本要綱」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、典型的なリスク対策として、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すると共に、パスワードによる保護等を行うこと。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。			

#### 変更箇所

<u> </u>	<b>友</b> 史自仍						
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明		
平成31年2月28日	表紙の宣言	大阪府教育委員会は、法定調書の提出事務における・・・	大阪府教育委員会は、所得税法及び地方税 法に基づく報酬等に係る法定調書の提出事務 における・・・	事後	様式の改正時に文言の見直 しを行い、内容を詳細に追記		
平成31年2月28日	I 関連情報 5 ②所属長	教育総務企画課長 後藤 克己	教育総務企画課長	事後	様式の改正による		
平成31年2月28日	VI リスク対策	_	評価書のとおり	事後	様式の改正による		
令和3年9月16日	I 関連情報 7	…教育総務企画課 総務グループ…	…教育総務企画課 総務・人事グループ…	事後	令和2年度よりグループの名 称を変更したため。		
令和3年9月16日	I 関連情報 8	…教育総務企画課 総務グループ…	…教育総務企画課 総務・人事グループ…	事後	令和2年度よりグループの名 称を変更したため。		
令和7年10月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	•番号法 第9条第3項	•番号法 第9条第4項	事後	法改正に伴う対応		
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月2日時点	令和7年2月19日時点	事後	時点修正		
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月2日時点	令和7年2月19日時点	事後	時点修正		
令和7年10月30日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加		
令和7年10月30日	IVリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加		